

平成28年度 第22回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成29年 3月28日 (火) 10時00分 ～ 12時00分
開催場所	関内中央ビル10階 大会議室
出席委員	佐土原委員 (会長)、奥委員 (副会長)、岡部委員、木下委員 田中(伸)委員、津谷委員、中村委員、葉山委員、堀江委員、水野委員 横田委員
欠席委員	池邊委員、小熊委員、菊本委員、五嶋委員、田中(稲)委員
開催形態	公開 (傍聴者 8人)
議 題	1 横浜港新規ふ頭公有水面埋立事業 計画段階環境配慮書について
決定事項	平成28年度第21回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
<p>議事</p> <p>1 平成28年度第21回横浜市環境影響評価審査会会議録確認 特に意見なし</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 横浜港新規ふ頭公有水面埋立事業 計画段階環境配慮書について</p> <p>ア 審査会に意見聴取を依頼した</p> <p>イ 手続きについて事務局が説明した。 特に意見なし</p> <p>ウ 事業概要について事業者が説明した。</p> <p>エ 質疑</p> <p>【津谷委員】 いくつか質問があります。 事業概要スライド16ページの地盤について、「地盤沈下は想定されな い。」とありますが、一般的な感覚として、これだけの埋立をすれば地盤 沈下が生じるのではないかと思いますがいかがでしょうか。 土壌について、「土壌汚染をもたらす廃棄物等の受入を想定していな い。」とありますが、建設発生土を受け入れる際に、汚染物質が含まれる 可能性はないのですか。また、それはどのように担保するのですか。 本事業の大まかな完成予定はいつごろか教えてください。 環境要素の比較ではなく、事業目的の視点から、3案の長短を教えてく ださい。 総合的にみて、現時点でどの案が有力なのか、考えがあれば教えてください。 埋立地の形は大まかにも示せないのですか。 この配慮書の結論として、3案の環境要素ごとの比較しかしておらず、 懸念される環境影響に対しどのような措置をとるのか、が記載されていま せん。これについてはどう考えていますか。</p> <p>【事 業 者】 地盤ですが、一般的に埋立地は地盤沈下の可能性があり、現在、埋立中 の南本牧ふ頭では、埋立直後に地盤改良を行い、将来的な土地利用に支障 をきたさないようしています。この配慮書では、例えば地下水のくみ上げ などによる継続的な地盤沈下は想定されないということで非選定としてい ます。 土壌汚染ですが、建設発生土を受け入れている横浜市港湾局で受入基準 を設定しており、土壌汚染対策法や海洋汚染防止法の基準を超過するよう</p>	

な土砂や、強度を満たさない土砂が入らないよう確認しています。本埋立においても同様の受入基準に基づき土砂を受け入れていく予定です。

完成予定については、現時点で明確にお答えできませんが、南本牧ふ頭では平成2年頃から現在でも埋立を行っているため、規模を考慮すると10年から20年程度はかかると想定されます。

事業目的の視点からの現時点での有力案ですが、事業概要の「事業の必要性」で説明した通り、コンテナ船大型化への対応や、背後にコンテナターミナルが集積するなどを踏まえると、本牧沖が有力と考えています。

埋立地の形ですが、本配慮書では概念を示すため正方形で検討を行いました。今後、構造の検討等を行い、方法書までには、形状を決めていきたいと考えています。

環境影響への措置の記載ですが、本配慮書では主務省令に基づき、設定されている案ごとの影響の程度を、相互に定性的に評価しています。ご指摘の点については方法書以降に検討していきます。

【葉山委員】 質問が2点あります。

建設発生土の活用について、現在の建設発生土の発生状況と、将来の見通しについて教えてください。

水質・底質等の予測について、「既存資料等により埋立候補地から約2.7kmを影響検討範囲に設定」とのことですが、この詳細を教えてください。

【中村委員】 葉山委員の質問に関連してですが、約140haのうち建設発生土で埋立てられるのはどのくらいの割合ですか。

【事業者】 現在も横浜市内の道路等の公共工事で土砂が発生していますが、今後、同様な公共事業が想定されており、土砂の発生が見込まれます。

影響検討範囲の設定ですが、スライド20ページに記載のとおり、「埋立ておよび海底地形の改変等に伴う漁業影響モニタリング調査暫定指針」の考え方をもとに設定しています。具体的には、本配慮書では正方形の埋立地を想定し検討していますが、既存の陸側と接する正方形の中心から、140haの正方形に必要な距離をとると1.2km×1.2kmになります。この正方形の頂点までの距離がおよそ1.35kmになりますので、これを倍にすると2.7kmになります。指針に基づきこのように設定しました。

建設発生土の割合は、構造や埋立時の状況により変わりますが、ほぼ100%を想定しています。

【葉山委員】 経済の動向によって建設発生土の発生状況が変わり、本事業の工事時期が変わることもあるのでしょうか。

【事業者】 護岸整備段階では建設発生土の影響を受けませんが、埋立段階ではその可能性はあります。

【葉山委員】 今後、アセス手続きが進む中で、例えば潮流の影響を加味するなど影響検討範囲を見直すことはありますか。

【事業者】 あり得ると考えています。例えば潮流の場合、水深や埋立地の形により変わってくると思いますので、方法書以降にシミュレーションし、環境影響に対する措置とともに検討します。

【木下委員】 これは意見ですが、計画段階ということで、位置・規模の設定を行うにあたり、もっと様々な地域特性を踏まえ検討することが重要だと思います。主務省令に基づき本配慮書を作成されたとのことですが、例えば、周辺の自動車交通状況の変化やそれによる地域への影響、廃棄物や地球温暖化に

関する配慮についても検討してほしいと思います。

また質問ですが、南本牧ふ頭の埋立を行う中で得られたデータを使えないのでしょうか。

【事業者】 ご意見は参考にさせていただきます。

南本牧ふ頭では定期的に環境調査を行っています。調査結果については、概ね環境基準等を満たしていますが、一部、季節変化の影響により、pH等が基準を超過することもあります。ご意見を踏まえ、このようなデータも方法書以降で参考にしていきます。

【佐土原会長】 木下委員からご指摘のあった、交通や地球温暖化等への配慮については検討する予定はありますか。

【事業者】 埋立には、相当な埋立土砂を使うため、運搬方法についても配慮する必要があります。南本牧ふ頭の場合、土砂運搬のダンプ台数制限や、中継所を設け船で埋立地点に運搬する、という措置をとっています。本事業が同様の措置をとるかは現段階ではわかりませんが、例えば、このような環境配慮を検討していきます。

【事務局】 本事業は法対象事業のため、事業者は主務省令に従って図書を作成しています。市条例の配慮書では、事業の熟度が相当程度高まった段階で、図書が配慮指針に基づき提出され、より環境に配慮された計画としていく趣旨ですが、法では、事業計画を1つに絞る過程で配慮事項に照らして、重大な環境影響の回避低減を図る検討とされています。

木下委員のご意見は重要な点ですので、事業計画を1つに絞る方法書の段階で、地域特性や事業特性を十分に踏まえた環境配慮の検討が必要と考えます。

【木下委員】 基本的には、計画段階で様々な要素を広く検討していくべきだと考えます。主務省令だけに捉われず、市条例で行っているような要素も含めて検討していただきたい。実際は方法書段階になるのかもしれませんが、実質的な環境配慮をお願いします。

【奥副会長】 3点質問があります。

1点目は、事業規模の約140haについて、この規模が必要な理由もしくは根拠を教えてください。

2点目は、スライド13ページで「金沢沖に区画漁業権が設定」とありますが、仮に本事業が金沢沖となった場合、事業区域に漁業権設定区域が含まれる可能性があるかどうか教えてください。

3点目は、スライド27ページに「水深が深い方が、本事業に伴う浚渫量は少ないため、海底地形への影響は小さいと考えられます。」とありますが、地形への影響が浚渫量に左右されるのかどうか分かりません。また、コンテナ船が大型化して必要な深さの岸壁を確保しなければならないという意味では、水深の深い方が掘る量は少ないと思いますが、逆に埋立に使用する土砂量は増えると思います。これについて、今すぐに定量的に判断はできないかもしれませんが、浚渫量と埋立量とのいわばトレードオフの関係についての考え方を教えてください。

【事業者】 140haの必要性ですが、コンテナ船が大型化しているため、岸壁をできるだけ長くする必要があり、1km程度は必要と考えています。また、その荷捌きスペースとなる広大な土地も必要です。

今回は、1.2km×1.2kmと想定し、これが約140haとなり、コンテナ貨物量を取り扱うのに十分な面積になります。また、南本牧ふ頭の面積は約

210haですが、そのうち現在コンテナターミナル等の物流関連として使用している面積が約150haですので、これも参考に約140haと設定しています。

漁業権設定区域との関係について、本配慮書の検討では、影響検討範囲に漁業権の設定区域は含まれますが、埋立の形状等がきまっていないため、現時点では一概には申し上げられません。

スライド27ページの記述ですが、本牧沖は他2案と比べて、土砂の流入が少なく定期的な浚渫の必要性が低いため、浚渫に伴う濁り等の影響も少ないというメリットがあると判断し、このような記述としました。埋立土砂の量が増えますが、建設発生土等を有効的活用していきたいと考えています。

【奥副会長】 140haは最低限必要な規模で、これより大きくなる可能性もあるということですか。

【事業者】 可能性はありますが、あくまで現時点で必要な規模は約140haということですか。

【中村委員】 2点質問があります。

1点目は、横浜港湾区域内の海底地形はどのようになっているかは把握していますか。海底地形により埋立地の形も変わってくるのではないのでしょうか。

2点目は、受け入れ建設発生土に関して、有害物等に関する基準に関してはご説明いただきましたが、黒ボク土のような有機物を多く含む土砂で埋め立てた場合、底質が富栄養化し、溶存酸素への影響が出かねないと思います。過去の埋立でそのようなデータはありますか。

【事業者】 1点目について、例えば地形が浅くなる場所では波の力も変化するため、埋立地の形を決める際には検討が必要です。配慮書の55ページに海図を掲載しています。

【中村委員】 水深だけでなく、凹凸や地盤の性質は工事の際に必要なではないのですか。

【事業者】 工事の際には検討が必要です。例えば、地盤改良の必要性や方法、構造等により環境影響が変わります。これらに関しては、方法書以降にお示します。

2点目の有機物に関して、南本牧ふ頭ではCOD等の調査も行っています。結果は、概ね環境基準内に収まっているため、有機物による影響は少ないのではないかと考えています。本事業においても、作業船が入る程度の開口部は設ける予定ですが、土砂が拡散しないよう注意しながら、また南本牧ふ頭のような水質調査を行いながら、対応していきたいと考えています。

【横田委員】 生態系と水質・底質の視点から3点伺います。

1点目は、スライド33ページ海生植物の予測結果で「重要な種の確認地域は存在しない。」という記述がされていますが、そもそも影響検討範囲内すべてで重要な種が存在しないことを確認したわけではないと思います。そのあたりが曖昧な表現だと感じました。調査されていないのであれば、底質や流況などを組み合わせ、生息の可能性という視点で予測することもできるのではないのでしょうか。

2点目は、供用時の流況の変化がもたらす既存の港湾活動による間接的な影響についてです。配慮書に特段記載がありませんが、既存の港湾活動

による水質等への影響が変化する可能性が考えられるため、3案間で比較を行うべきではないでしょうか。

3点目は、「影響検討範囲」と「周辺」という記述の違いについて教えてください。例えば、(周辺：鶴見川河口)という表現が確認地域として掲載されている一方で、影響検討範囲には入っていません。このあたりについて教えてください。

【事業者】

1点目ですが、スライド28ページに調査位置図を記載しています。ピンポイントではないかもしれませんが、3候補地沖でそれぞれ調査を行い、重要種が見つかったという事実を記載しています。

2点目ですが、本配慮書では主務省令に基づき、埋立地の存在時について検討しています。土地利用に伴う影響については、今後検討していく必要があると考えています。

3点目の「影響検討範囲」と「周辺」との違いですが、今回はまず定性的に影響検討範囲を決め、評価もこの範囲内で行いました。結果はスライドP48のとおりです。ただ今後、正確に埋立地の形状を決めて環境影響を予測した場合、影響がより広範囲に及ぶ可能性があるため、「周辺」の記載もしています。

【横田委員】

底質のデータがあれば良いと思います。海上保安庁がメッシュデータを保有していると記憶しています。点ではなく面で底質の影響を比較できないかと思い発言しました。活用できるようであればお願いします。

2点目、3点目について、確かに現時点でどこまでやるかということではありますが、供用段階の影響の考え方として、影響検討範囲の設定根拠は非常に重要です。現在設定されている2.7kmが適切なのかも含めて、影響検討範囲の考え方をより明確にすべきです。

【水野委員】

配慮書では工事中の検討がされていません。建設発生土の受け入れに伴う交通等の影響が考えられますが、方法書には掲載されるのでしょうか？

【事業者】

主務省令の規定では、配慮書段階では埋立地の存在時のみを対象とすればよいとされています。ただし、方法書以降では工事中について検討する必要があります。

【岡部委員】

3案の中で本牧沖が有力と考えられていること、また、その近傍の南本牧ふ頭のCOD調査結果等も参考にしていくとご説明がありましたが、大黒沖や金沢沖についても同様に、近傍のこれまでの埋立により蓄積されたデータを参考にすべきと考えます。10年程度ではなくもっと古くからのデータもあるのではないのでしょうか。それを確認することにより、埋立という行為によってデータがどう動くのかが把握できると思います。一時的・最終的には環境基準をクリアする結果になっていると思いますが、例えば、プランクトン等は一時的でも大きなインパクトがあれば大きな影響が出ますので、こういった視点も考慮して検討を進めて頂けたらと思います。

【事業者】

方法書以降では過年度の調査結果も踏まえながら検討していきます。

【葉山委員】

スライド38、39ページの景観に関して、記載されている内容は理解できますが、最も景観変化が激しいのは埋立地直近の地点だと思えます。その地点は検討しなくてもよいのでしょうか。

また、景観とは別に、40、41ページの、人と自然との触れ合い活動の場において、海釣り施設又は水際線緑地の記載がありますが、例えば海釣り施設利用者からみて、目の前が陸地になってしまうことのインパクトはどのように考えるのでしょうか。これは景観とは違う評価になるのでしょうか。

か。

【事業者】 景観については、高い地点からの眺望や、設定した影響検討範囲である3km内に存在する主要な眺望点を記載しています。一方、埋立地直近の眺望変化については、水と触れ合う機会が多いことも考慮し、人と自然との触れ合い活動の場の項目の中で整理しています。

【葉山委員】 このことは、景観の項目で明記すべきと思います。

【事業者】 検討します。

【佐土原会長】 現時点では3案で示されていますが、今後どの段階で案を絞っていくのですか。

【事業者】 方法書段階の予定です。

オ 審議

【木下委員】 本配慮書は主務省令で定められている事項は遵守しているかもしれませんが、それ以上の配慮は行っていないと思います。環境アセスメントは、ベストプラクティスということで、より良いものをつくるという主旨であると思いますし、計画段階ということで、もっと地域特性など必要なものを取り込んで検討されてはどうでしょうか。

【事務局】 本事業は、環境影響評価法改正以降、全国で初の第一種埋立事業で、事業者は、主務省令に忠実に本配慮書を作成した印象です。木下委員のご意見には共感できるところもありますので、機会を見つけて環境省等にも伝えたいと思います。また、方法書以降は案を絞り事業内容が明確になりますので、図書の中で、地域特性などを踏まえた事業計画や環境配慮がしっかり記載されるようお願いしていきます。また、本配慮書に対する市長意見の中で、より環境に配慮した計画となるよう事業者に求めたいと考えています。

【水野委員】 3案を1案に絞る際に、それぞれの案に優劣をつけて検討されると思いますが、その検討経緯は方法書に記載されるのですか。

【事務局】 事業者は環境面だけでなく、機能性や事業費、工法等の様々な観点で1案に絞ると思いますが、方法書には、どのような考えで1案に絞ったのかという検討経緯を記載するよう求めていきます。

【横田委員】 この事業の場合、主務省令の「関係地方公共団体」とはどこですか。また、これがどこであるかは、事業者の判断に委ねられているのですか、何か根拠があるのですか。

【事務局】 本配慮書手続では、関係地方公共団体とは横浜市のみです。神奈川県や川崎市等は入っていません。主務省令には「環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する地方公共団体」とされており、この判断の裁量は事業者にあります。事務的には手続きの前段階で、事業者が県に説明をしたと聞いています。

なお、方法書以降は神奈川県にも図書を送付することが義務付けられています。

【津谷委員】 主務省令に基づき本配慮書を作成したことは理解できますが、あまりに内容が大雑把だと思います。主務省令第9条第1項には、「位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該設定されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較する手法であること。」とあります。ここでいう「環境影響の程度」とは、配慮の具体的な方法とその結果がどうなるか、も含むとも読み取れると思います。解釈に幅を持たせて運用してほしいと思います。

【事務局】 行政手続法や行政手続条例の規定により、事業者へ指導を行う際は、その根拠となる法令又は条例上の条項を示さなければなりません。市条例対象事業であれば技術指針等がありますので、それを根拠に事業者の図書作成に関してもある程度の指導ができますが、法対象事業では明確な根拠がありません。ただ、ご指摘は重要と考えておりますので、事業者や環境省にも伝えていきます。

【木下委員】 法改正以降、初の法第一種埋立事業ということですので、今後はこの事例が踏襲されていくと予想します。そのため、主務省令の記載に従うだけではなく、より良い環境をつくるという考えを持ち、内容を充実させるべきだと思います。

【佐土原会長】 市長意見の提出期限が5月12日までとなっているため、配慮書に対する市長意見の中に、本日いただいた意見を盛り込むことが必要だと思います。次回は配慮市長意見の案を事務局に作成していただき、それについて審議を行いたいと思います。

資料

- ・平成28年度第21回（平成29年3月14日）審査会の会議録【案】
- ・横浜港新規ふ頭公有水面埋立事業に係る計画段階環境配慮書に対する市長意見形成のための意見聴取について（依頼） 事務局資料
- ・横浜港新規ふ頭公有水面埋立事業 計画段階環境配慮書に係る手続きについて 事務局資料
- ・横浜港新規ふ頭公有水面埋立事業 計画段階配慮書説明資料 事業者資料